

平成 30 年 10 月 18 日

企画総務部総務課長以下、文化部博物館担当課長、同経営形態担当課長と市職経済局支部長以下との本交渉

【所属】

ただいまより、地方独立行政法人大阪市博物館機構への移行に伴う職員の勤務労働条件等について提案させていただきます。

まず、去る 8 月 14 日の団体交渉におきまして、今秋中を目途に勤務労働条件や給与制度等についての具体的内容を固めたうえで就業規則等の諸規程を提示させていただきたい旨申しあげ、鋭意作業を進めてまいりましたが、本日時点において、まだ規程案として提案できる状態に至っていないことについて、深くお詫び申しあげます。

これまでの交渉においてご説明させていただきましたとおり、本市は平成 31 年 4 月 1 日の法人設立を目指しており、これに向け、現在様々な準備、調整等を進めているところでございます。とりわけ、職員の勤務労働条件につきましては、支部の皆さま方のご理解を得られるよう、誠実に交渉を行ってまいりたいと考えており、できる限り早急に提示のうえ、ご協議をお願いしたいと考えております。一方で、設立予定日まで半年を切っていることから、所属として関係職員に対して説明する必要があると考えております。つきましては、先般ご提案いたしました勤務労働条件のうち、数点を具体化いたしましたので、関係職員への説明に先立ち、本日協議をお願いさせていただいた次第です。

それでは、内容について、博物館担当課長からご説明させていただきます。

先般の協議で、地方独立行政法人大阪市博物館機構への移行に伴う承継及び派遣について、及び職員の勤務労働条件等にかかる取扱いの基本的な方針を提案させていただいたところです。以降、関係規程案の整備に取り組んでおりましたが、先行して導入される他の地独法人と異なり、職員の職種や採用形態が多岐にわたることから、当初想定していなかった課題が明らかになり業務増となったことや、市会対応等で業務が輻輳したことなどにより、作業が遅れているものです。組合員の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、改めて深くお詫び申しあげます。

また、本日提案させていただく内容は、就業規則等諸規程に定める予定の勤務労働条件のうち主要な項目のみであるうえ、これまで局支部間で十分に協議を行い、条件整備がなされたものではないと認識しておりますが、先ほど総務課長からも申しあげましたとおり、地方独立行政法人化に対する職員の不安感を少しでも緩和する必要があることから、10月下旬から、各館において職員の勤務労働条件等にかかる職員説明会を開催したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、一部前回の内容と重複する部分もございしますが、改めて提案内容を説明させていただきます。

「1. 承継職員」でございますが、

1点目の「身分」については、法人設立予定の平成 31 年 4 月 1 日付で別に辞令を發せられない限り、独法の職員（非公務員）となります。

2点目の「給与・手当」については、法人の給与規程によりますが、当面、本市の給与制度に準じることとします。

給料表は本市の給料表を基本として設計します。

また、地域手当から期末勤勉手当までの諸手当は、法人の給与規程によりますが、本市の給与制度に準じることとします。

昇給、昇格につきましても、法人の給与規程によりますが、本市の給与制度に準じることとします。

3点目の「退職手当」については、法人の退職手当規程によりますが、本市制度に準じることとします。在職期間は、本市での期間と法人での期間を相互に通算します。

4点目の「勤務労働条件」については、法人の就業規則によりますが、当面、市に準じた取扱いとします。

まず、勤務時間、休憩時間並びに休日は、次のとおりとします。

- ・勤務時間は、休憩時間を除き、9時から17時30分とします。
- ・休憩時間は、12時15分から13時までとします。
- ・休日は、①日曜日及び土曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する休日、③12月29日～1月3日とします。ただし、4週8休の変形労働時間制が必要となる場合は、これと異なる場合があります。

次に、年次有給休暇は、法人の就業規則によりますが、本市の制度に準じることとします。付与日数の算定にあたっては、(公財)大阪市博物館協会・(公財)大阪科学振興協会から勤務が引き続くものとみなして取り扱います。なお、両協会における年休残日数については、30年度に付与された日数を限度として31年度に新たに付与する日数に加算することとし、新たに付与する日数は本市に準じることとします。

特別休暇及び病気休暇は、法人の就業規則によりますが、本市の制度に準じることとします。

育児休業等・介護休暇は、法人の就業規則によりますが、本市の制度に準じることとします。

職務免除は、法人の就業規則によりますが、本市の制度に準じることとします。

5点目の福利厚生については、

- ・共済制度は本市共済組合に加入します。
- ・互助制度は本市互助会に加入します。
- ・災害補償は、地方公務員災害補償基金大阪市支部に加入します。
- ・雇用保険については、雇用保険法の適用を受けることとなります。

6点目の人事評価制度については、法人の人事評価制度によりますが、当面、本市の制度に準じることとします。

7点目の再雇用制度については、法人の再雇用制度によりますが、当面、本市の再任用制度に準じることとします。

次に「2. 派遣職員」でございますが、

1点目の「身分」については、本市職員として、平成31年4月1日付で独法への派遣辞令が発せられます。

2点目の「給与・手当」については、法人と市との取決めにより、市職員給与を下回らない範囲で法人の給与規程に基づき支給します。

3点目の「勤務労働条件」については、勤務時間その他の勤務条件は、法人の就業規則等によりますが、法人と市との取決めにより市職員との均衡を図ります。

4点目の「福利厚生」については、

- ・ 共済制度は本市共済組合に加入します。
- ・ 互助制度は本市互助会に加入します。
- ・ 災害補償については、地方公務員災害補償基金大阪市支部に加入します。
- ・ なお、雇用保険は雇用保険法の適用除外となります。

提案は以上でございます。

【支部】

ただ今当局より、博物館群の地方独立行政法人化に伴う勤務労働条件についての提案を受けたところであるが、まず冒頭、本日の交渉については、双方とも円滑に進めるため、予備交渉において事前に交渉日を設定した段階で、局側からも可能な限り早い段階で提案資料を提供するよう努めるとされていたにもかかわらず、直前まで提供がなく、当方は具体的な内容についてほぼ精査する時間もなく本日を迎えたわけであるが、このような事態となったことについて、経緯を説明願いたい。

【所属】

繰り返しにはなりますが、地方独立行政法人としての前例は数多くあるものの、それらは自治体等の直属機関が地方独立行政法人化したものであり、本市の博物館群のように指定管理者制度により運営している機関についてはほぼ例がないところです。現行の指定管理者である（公財）大阪市博物館協会・（公財）大阪科学振興協会の職員の職種や採用形態は多岐にわたっており、地独化後の各々の勤務労働条件については相互に均衡を失しない程度に調整していく必要がありますが、この作業が思うように進められず、併せて議会日程が立て込んできたなどで提案の作成が遅れてしまったものですが、交渉に向けてお時間を取っていただいたにもかかわらず、十分な準備もできなかったことに重ねて深くお詫び申し上げます。

しかしながら、4月まで残すところ5ヵ月余りとなってきたことから、所属として、関係職員の不安感を少しでも払拭できるよう、勤務労働条件の基本的な項目だけでも示していまいたいと考えておりますことから、本提案を基に説明会を開催したいと思っている次第です。

前回、今回ともに提案は勤務労働条件にかかる基本的方針という位置付けでございますので、具体的な勤務労働条件につきましては、個別の規程案をもって今後交渉させていただきたいと考えております。

【支部】

我々は2017年3月の時点から、早急に勤務労働条件を提示するよう求めてきたが、この間所属からは協議を詰めていけるような提案は得られておらず、組合員はこの間ずっと、地独化後の勤務労働条件がどのようになるのか不安や疑問を抱えた状態が続いている。

説明会を実施して組合員の不安を解消していきたいという点については、所属も支部と同じ方向を向いていると理解するが、本日時点では支部として判断のしようもないため、次回小委員会を開催して改めて議論することとして、本日の交渉を終えることとする。

【所属】

内容について、小委員会で改めて議論することについて承知しました。